

資料

平成29年3月10日

金融庁

金融商品取引法の一部を改正する法律案の概要

情報通信技術の進展等、金融・資本市場をめぐる 環境変化を踏まえた制度面での手当てを行う

取引の高速化への対応

- 当局が株式等の高速取引（HFT）の実態などを確認できるよう、登録制を導入し、ルール整備を行う。

体制整備・リスク管理に係る措置

- 取引システムの適正な管理・運営
- 適切な業務運営体制の確保 等

当局への情報提供等に係る措置

- 高速取引を行うこと・取引戦略の届出
- 取引記録の作成・保存 等

取引所グループの 業務範囲の柔軟化

- 取引所業務の多様化や国際化などの環境変化を踏まえ、取引所グループの業務範囲について以下の対応を行う。

グループ内の共通・重複業務の集約

システム開発業務などのグループ内の共通・重複業務について、取引所本体での実施を可能とする。

外国取引所等への出資の柔軟化

出資先の外国取引所等の子会社が業務範囲を超えるものであっても、一定期間（例えば5年間）、取引所グループが保有することを可能とする。

上場会社による 公平な情報開示

- 投資家間の情報の公正性を確保するため、上場会社による公平な情報開示に係るルール（フェア・ディスクロージャー・ルール）の整備を行う。

上場会社等が公表前の重要な情報を投資家、証券会社等に提供した場合、

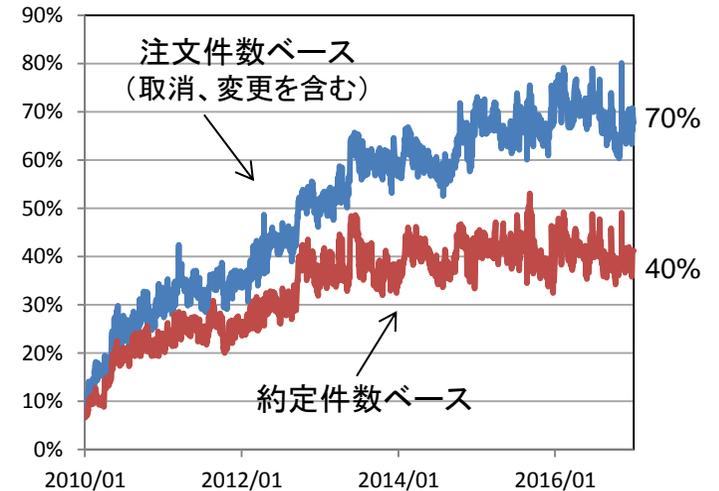
- 意図的な伝達の場合は、同時に
- 意図的でない伝達の場合は、速やかに、当該情報をホームページ等で公表。

取引の高速化への対応

- 日本の証券市場において、高速取引の影響力が増大。
- これについては、市場に流動性を供給しているとの指摘もある一方で、
 - 市場におけるボラティリティの急激な上昇
 - 中長期的な投資家の取引ニーズが先回りされることによる取引コストの増大
 - 中長期的な企業価値に基づく価格形成を阻害
 - システムの脆弱性等の観点から、懸念が指摘されている。
- 日本では、現状、高速取引を行う投資家から、直接情報を収集する枠組みはない。

(参考) 欧州では、高速取引を行う者を登録制とし、体制整備・リスク管理義務や当局に対する情報提供義務を導入(2018年1月より実施予定)

東証の全取引に占める、コロケーションエリア(注)からの取引の割合



(注) 取引所の売買システムに近接した場所に用意された取引施設。ここに置かれたサーバから取引の注文が可能であり、投資家は取引に要する時間の短縮が可能。



高速取引を行う者に対し、登録制を導入し、体制整備・リスク管理、
当局への情報提供などの枠組みを整備

株式等の高速取引を行う者に対し、登録制を導入し、以下のルールを整備

1. 体制整備・リスク管理に係る措置

- 取引システムの適正な管理・運営
- 適切な業務運営体制・財産的基礎の確保
- (外国法人の場合)国内における代表者又は代理人の設置

2. 当局に対する情報提供等に係る措置

- 高速取引を行うこと・取引戦略の届出
- 取引記録の作成・保存
- 当局による報告徴求・検査・業務改善命令等

3. その他の規定

- 無登録で高速取引を行う者等から証券会社が取引を受託することの禁止
- 高速取引を行う者に対する取引所の調査

上場会社による公平な情報開示(1)

フェア・ディスクロージャー・ルール

企業が、未公表の決算情報などの重要な情報を証券アナリストなどに提供した場合、速やかに他の投資家にも公平に情報提供することを求めるもの

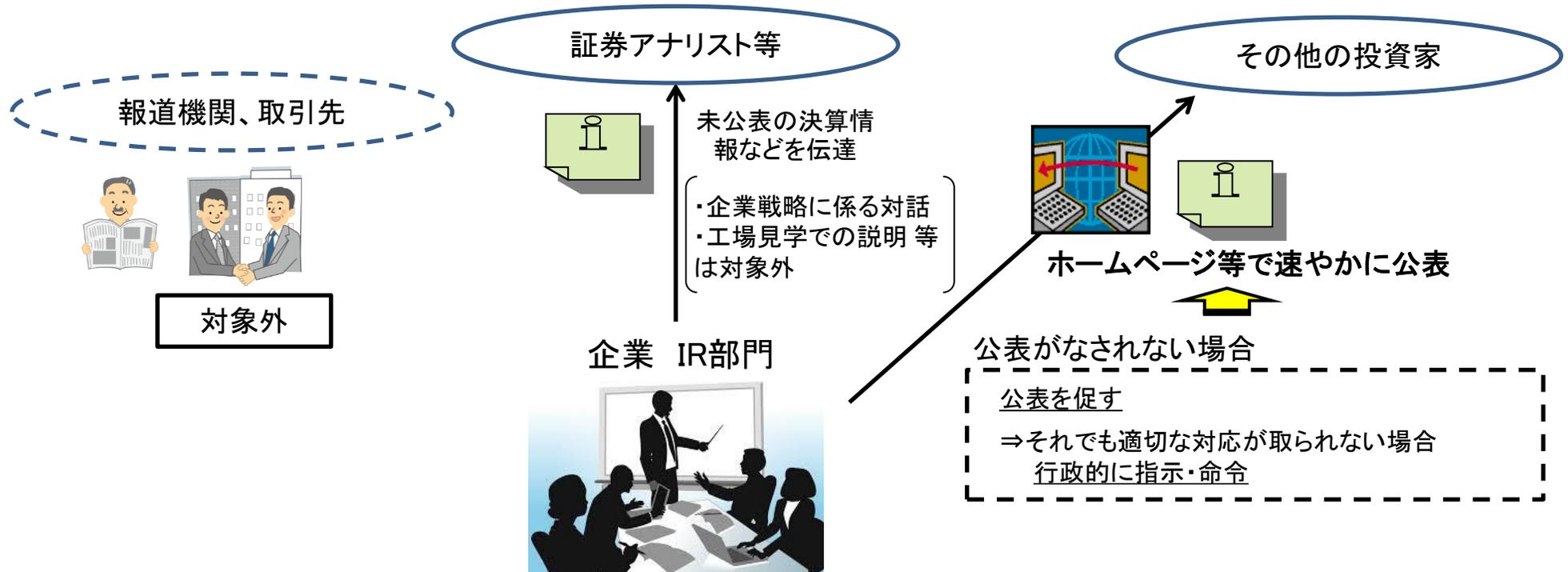
背景

- 近年、上場企業が証券会社のアナリストに未公表の業績に関する情報を提供し、当該証券会社が当該情報を顧客に提供して株式の売買の勧誘を行っていた事例が複数発覚
 - 欧米やアジアの主要市場では、フェア・ディスクロージャー・ルールが既に導入済み
- ⇒ 我が国でもフェア・ディスクロージャー・ルールの導入が必要
- 全ての投資家が安心して取引できる市場環境を整備
 - 「早耳情報」に基づく短期的な売買ではなく、公平に開示された情報に基づく中長期的な視点に立った投資を促す

上場会社による公平な情報開示(2)

フェア・ディスクロージャー・ルール の概要

- 上場会社等が公表されていない重要な情報をその業務に関して証券会社、投資家等に伝達する場合、
 - ・意図的な伝達の場合は、同時に、
 - ・意図的でない伝達の場合は、速やかに、当該情報をホームページ等で公表。
- 情報受領者が上場会社等に対して守秘義務及び投資判断に利用しない義務を負う場合、当該情報の公表は不要。



上場会社による公平な情報開示(3)

金融審議会 市場ワーキング・グループ フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース報告(抄)

(平成28年12月7日)

3. 本ルールの具体的内容

(1) 本ルールの対象となる情報の範囲と運用・エンフォースメント

① 本ルールの対象となる情報の範囲

本ルールは、公平かつ適時な情報開示に対する市場の信頼を確保するためのものであることから、欧米の制度と同様に、投資判断に影響を及ぼす重要な情報を対象とすることが適当である。

対象となる重要な情報の範囲を検討するに当たっては、本ルールの適用に際して、

- 発行者が、本ルールを踏まえて適切に情報管理することが可能となるようにするとともに、
- 情報の受領者である投資家においても、発行者から提供される情報が本ルールの対象となるかどうかの判断が可能となるようにし、本ルールの対象となると思料する場合には発行者に対して注意喚起できるようにする

ことで、発行者と投資家の対話の中で何が重要な情報であるかについて、プラクティスを積み上げるができるようにすることが望ましい。

(中略)

したがって、本ルールの対象となる情報の範囲については、インサイダー取引規制の対象となる情報の範囲と基本的に一致させつつ、それ以外の情報のうち、発行者又は金融商品に関係する未公表の確定的な情報であって、公表されれば発行者の有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性があるものを含めることが考えられる。

(後略)

② 本ルールの運用・エンフォースメント

(前略)

本ルールに抵触した場合の対応についても、発行者にまずは情報の速やかな公表を促し、これに適切な対応がとられなければ、行政的に指示・命令を行うことによって、本ルールの実効性を確保することが適当である。

上場会社による公平な情報開示(4)

■ 企業はその実情に応じ、以下のいずれかの方法により情報を管理した上で、企業と投資家との間でプラクティスを積み上げ

① 既に諸外国のルールも念頭に、何が株価に重要な影響を及ぼし得る情報か独自の基準を設けてIR活動を行っているグローバル企業

➤ その基準

② 現在のインサイダー規制等に沿ってIR実務を行っている企業

- インサイダー規制の対象となる情報、及び
- それ以外の情報のうち、財務情報(確定的な決算の数字)であって、株価に重要な影響を与える情報

③ ②のうち財務情報のうち何が株価に重要な影響を与えるのかの判断が難しいとする企業

- インサイダー規制対象となる情報と、公表前の確定的な決算の数字は全てルールの対象として管理

インサイダー取引規制の対象となる情報の範囲

対象	対象外
法律で列挙されている重要事実	軽微基準
株式の募集	払込金額総額が1億円未満
資本金の額の減少	—
株式交換・株式移転	子会社となる会社の総資産額が親会社となる会社の純資産額30%未満かつ売上高10%未満
合併	合併による資産増加額が純資産額30%未満かつ売上高10%未満
災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害	損害額が純資産額の3%未満
上場廃止申請	—
財務情報	公表済の数値からの売上高10%未満かつ経常利益・純利益30%未満の変動
新製品・新技術の企業化	今後3年間の年度ごとの売上増加額が売上高の10%未満かつ支出額が固定資産の10%未満
バスケット条項 「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」 ・判例等	➤ 期末時点での決算の見込み等については、軽微基準に該当する情報でも株価に影響を及ぼすものがあり、こういった情報の伝達が先般の証券会社に対する行政処分の事案で問題となった。 ➤ このため、フェア・ディスクロージャー・ルールについては、こうした軽微基準に該当するものであっても、株価に影響を及ぼす情報については対象とする必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 多額の架空売上計上と営業資金の不足(東京地判平成4-9-25) ➤ 販売した新薬につき副作用とみられる死亡例の発生(大阪高判平成13-3-16) ➤ 監視委からの強制調査を受け、粉飾決算が明らかになりそうであるという事実(さいたま地判平成21-3-31) ➤ 過年度決算数値の過誤(平成21-11-20課徴金納付命令) 	

事業報告等と有価証券報告書の一体的開示に向けた検討①

日本再興戦略2016を踏まえた対応

- 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示について、建設的な対話に積極的な企業（7社）に対し、実際の開示事例に基づく対照表の作成・分析の作業を依頼

建設的な対話に積極的な企業（7社）が対照表を作成・分析

① 企業の実際の開示事例から、事業報告等と有価証券報告書における開示の差異を認識

② 企業の視点から、開示の差異が発生した理由を分析・明確化

The image shows a page from a business report. It contains several tables and text blocks. A large yellow box highlights a table with multiple columns and rows of data. Other smaller yellow and red boxes highlight specific text and table sections, likely representing the 'actual disclosure examples' mentioned in the text.

有価証券報告書	事業報告	事業の分類（有価証券報告書）				事業の分類（事業報告書）			注
		① なし (%)	② あり (%)	③ あり (%)	④ なし (%)	(A) 同一の記載がでない	(B) 同一の記載ができる （異なる点あり）	(C) 同一の記載ができるが 理由（異なる点あり）	
1 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
2 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
3 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
4 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
5 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
6 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
7 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
8 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
9 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
10 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
11 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
12 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
13 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
14 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
15 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
16 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
17 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
18 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
19 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
20 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
21 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
22 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
23 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
24 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
25 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
26 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
27 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
28 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
29 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
30 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
31 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
32 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
33 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
34 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
35 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
36 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
37 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
38 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
39 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
40 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
41 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
42 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
43 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
44 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
45 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
46 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
47 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
48 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
49 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				
50 経営の状況、経営方針及びその実行の状況	経営の状況、経営方針及びその実行の状況	100	100	100	100				

■ 本年2月に、各社の作業結果が出揃い、現在、これらの内容を精査中

事業報告等と有価証券報告書の一体的開示に向けた検討②

企業からのコメントの例① [大株主]

有価証券報告書

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	50,554	8.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	34,585	5.92
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	26,199	4.49
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	25,706	4.40
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	20,149	3.45
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	13,239	2.27
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	12,624	2.16
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	11,548	1.98
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	10,045	1.72
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	9,133	1.56
計	—	213,786	36.62

(注) 1. 第一生命保険株式会社の所有株式数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式2,000千株は含まれておりません。なお、当該株式に係る議決権は、同社が留保しております。

事業報告

(4)大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	50,554 千株	8.70 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	34,585	5.95
第一生命保険株式会社	26,199	4.51
日本生命保険相互会社	25,706	4.42
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,149	3.47
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	13,239	2.28
明治安田生命保険相互会社	12,624	2.17
三菱UFJ信託銀行株式会社	11,548	1.99
株式会社みずほ銀行	10,045	1.73
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	9,133	1.57

(注) 1. 持株比率は、自己株式(2,724千株)を控除して算出しております。

2. 第一生命保険株式会社の持株数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式2,000千株は含まれておりません。なお、当該株式に係る議決権は、同社が留保しております。

差異に関する考え方

- 所有株式数の割合の算定の基礎となる発行済株式数について、事業報告では大株主の議決権に着目して自己株式を控除しているが、有価証券報告書では大量保有報告等との整合性を含めた流通市場への情報提供の観点から自己株式を控除していないことから、差異が生じていた。

⇒ 有価証券報告書の他の箇所では自己株式の数は開示されているため、「大株主」の開示は事業報告との共通化を検討する方向

事業報告等と有価証券報告書の一体的開示に向けた検討③

企業からのコメントの例② [主要な設備／主要な営業所及び工場]

有価証券報告書

2【主要な設備の状況】

当社及び連結子会社における主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 拠出会社

平成28年3月31日現在

事業所名	セグメント の名称	所在地	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (所有形式)	リース 資産	その他		合計
川崎事業所 各研究所	日本食品 海外食品 ライフサポート ヘルスクア ルティ 本社	神奈川県 川崎市 川崎区	調味料・加工食品、 加工用うま味調味 料、アミノ酸、及び 医薬品製造設備 研究開発施設	20,761	6,025	3,787 (381)	—	2,658	33,232	1,328 (281)
東海事業所	日本食品 海外食品 ライフサポート ヘルスクア ルティ 本社	三重県 四日市市	調味料・加工食品、 加工用うま味調味 料・旨味料、アミノ 酸、及び医薬品製造 設備	2,267	4,351	1,104 (236)	—	319	7,643	243 (97)
九州事業所	日本食品 海外食品 ライフサポート ヘルスクア ルティ 本社	佐賀県 佐賀市	調味料・加工食品、 加工用うま味調味 料・旨味料、アミノ 酸製造設備	1,448	2,880	776 (231)	—	359	5,465	139 (61)
各支社	日本食品 本社	東京都 港区他	販売設備他	2,752	11	4,227 (14)	—	258	7,249	562 (32)
本社他	日本食品 海外食品 ライフサポート ヘルスクア ルティ その他 本社	東京都 中央区他	本社ビル、 販売設備他	9,642	735	5,787 (145)	20	1,456	17,640	1,205 (35)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品であり、建設仮勘定を含んでおりません。

(注) 2. 従業員の()内は臨時従業員数を外数で記載しております。

事業報告

7. 当社の主要な営業所および工場 (2016年3月31日現在)

	名称	所在地
主要な営業所	本社	東京都中央区
	東京支社	東京都港区
	大阪支社	大阪府北区
	九州支社	福岡市博多区
	名古屋支社	名古屋市昭和区
	東北支社	仙台市青葉区
	関東支店	さいたま市中央区
	中国支店	広島市中区
四国支店	高松市	
北陸支店	金沢市	

	名称	所在地
主要な工場	川崎工場	川崎市川崎区
	東海事業所	四日市市
	九州事業所	佐賀市

差異に関する考え方

- 有価証券報告書は投資目的の観点から設備の内容に着眼した詳細な記載を求めている。事業報告は会社が事業を行うための物的施設の状況を明らかにする趣旨であるところ、事業報告の経団連ひな形では、主要な営業所の名称・所在地を記載することが求められていることから、支店等が個別に記載されている。

事業報告等と有価証券報告書の一体的開示に向けた検討⑤

企業からのコメントの例④ [監査人に対する報酬]

有価証券報告書

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	554	35	439	92
連結子会社	1,467	138	1,219	187
計	2,021	173	1,658	279

事業報告

②当期に係る会計監査人の報酬等の額

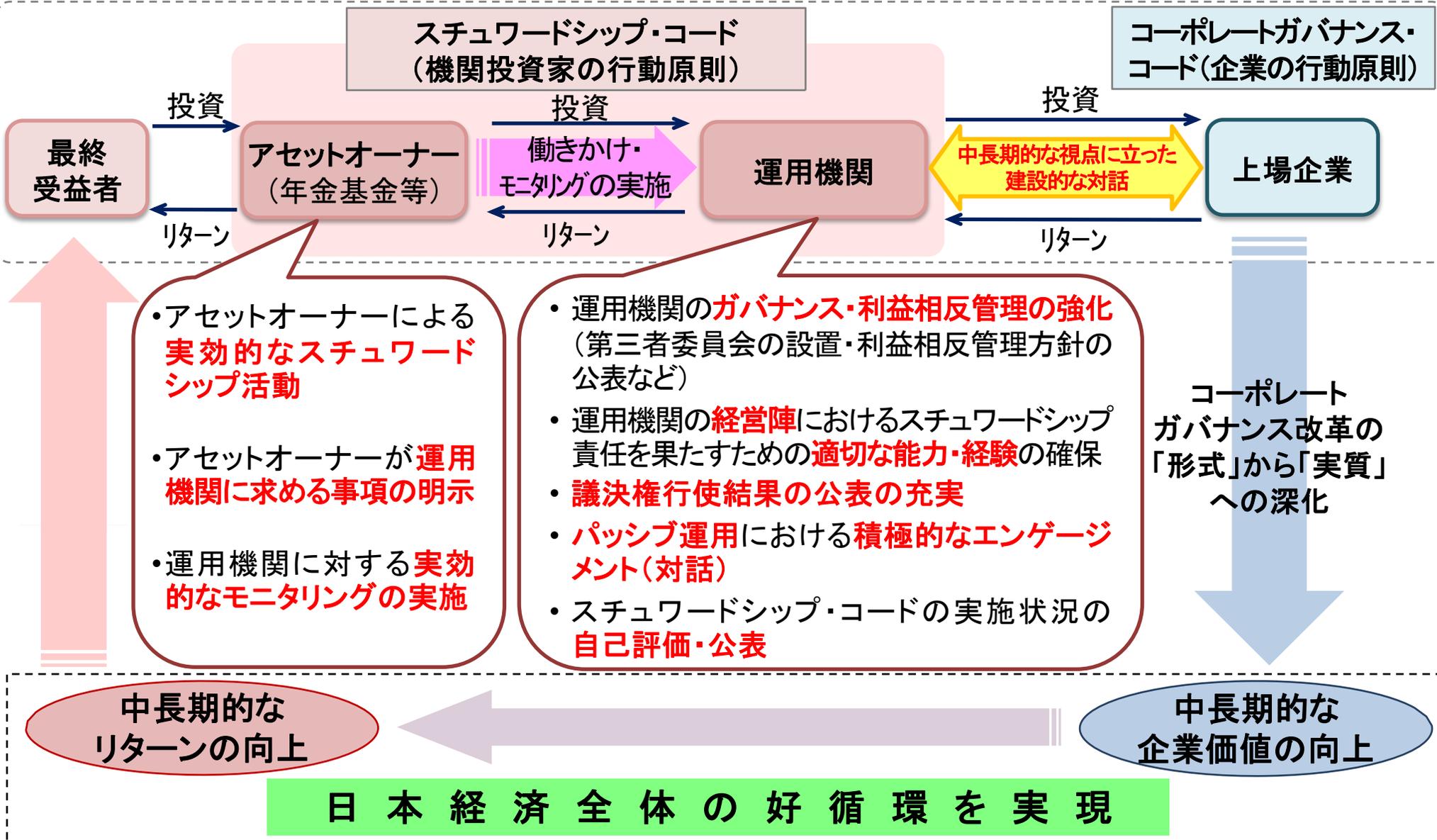
区 分	金 額
当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	1,937百万円
当社が支払うべき報酬等の額(※)	439

差異に関する考え方

- 監査報酬の金額について、有価証券報告書では、監査人と提出会社との関係をより明確にする観点から監査業務と非監査業務に区分した記載が求められており、事業報告より詳細。

コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組み

機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方～企業の持続的な成長に向けた「建設的な対話」の充実のために～
「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書のポイント



- ・アセットオーナーによる実効的なスチュワードシップ活動
- ・アセットオーナーが運用機関に求める事項の明示
- ・運用機関に対する実効的なモニタリングの実施

- ・運用機関のガバナンス・利益相反管理の強化 (第三者委員会の設置・利益相反管理方針の公表など)
- ・運用機関の経営陣におけるスチュワードシップ責任を果たすための適切な能力・経験の確保
- ・議決権行使結果の公表の充実
- ・パッシブ運用における積極的なエンゲージメント(対話)
- ・スチュワードシップ・コードの実施状況の自己評価・公表

⇒ 本意見書を踏まえ、スチュワードシップ・コードの改訂に向けて作業中